

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (国立・国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について 国又は地方公共団体に買い取られる場合)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税)(法人税:義務、所得税:外)
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 所得税・法人税について、国立・国定公園の特別地域及び自然環境保全地域の特別地区において、国又は地方公共団体に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(2000万円控除)の適用対象とする。 《関係条項》 租特法 第34条第2項第4号 第65条の3第1項第4号
4	担当部局		環境省自然環境局・国立公園課、自然環境計画課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和元年～令和5年
6	創設年度及び改正経緯		創設:昭和48年
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 優れた自然環境を有する国立・国定公園特別地域等について、国又は地方公共団体による土地の取得を促進し、行為制限を受けている民間の土地所有者の負担を軽減し、永続的に当該地域の自然環境の保全を図る。 《政策目的の根拠》 自然公園法第20条1項の規定により指定された特別地域又は自然環境保全法第25条第1項の規定により指定された自然環境保全地域のうち特別地区として指定された地区においては、建築物の設置や木竹の伐採等を許可制とする行為制限はかけられているものの、特に重要な地域については国又は地方公共団体が買い取りを行い、直接管理をすることで開発を避け、優れた景観や自然環境を保全する必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置	8.自然環境保全と自然とのふれあいの推進 8-(2)自然環境の保全

		付け	
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国立・国定公園特別地域等について、国または地方公共団体による土地の取得を引き続き促進し、将来にわたって自然環境の保全を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、国又は地方公共団体による土地の取得が促進され、民間の土地所有者の負担軽減と当該地域の自然環境の保全を図るという政策目的に寄与する。
9	有効性等	① 適用数	本税制の対象となる者は、国又は地方公共団体に土地等を譲渡する個人又は法人であり、自然公園法に基づき把握し得る者でないため、税制の利用実績は要望省庁では把握していない。
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置によって、土地所有者の税負担を軽減することにより、国又は地方公共団体への円滑な土地の譲渡が行われたと考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 当該地域を国又は地方公共団体が直接管理することにより、民間の土地所有者の負担軽減と適切な自然環境の保全が図られていると考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置で対象となっている地域は、自然公園法及び自然環境保全法上特に重要な地域として位置づけられており、国及び地方公共団体が土地を取得することにより、開発を避け、優れた景観や自然環境の保全に寄与するので、税収減を是認する効果がある。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	上記特別控除がない場合、国又は地方公共団体が上記地域内の民有地を買い上げる予算を有していても、譲渡する土地の所有者に所得税・法人税の負担がかかることから、取得が進まないおそれがあり、他の手段では代替できない。また、優れた景観や自然環境の保全に寄与するため、恒常的な措置とすることが必要である。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	国立・国定公園の特別地域及び、自然環境保全地域の特別地区において土地の買い取りを進めることによって、将来にわたって自然環境の適切な保全を図ることができる。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		引き続き、本措置を存続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月